

鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、予算の定めるところにより、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により県が作成する都道府県計画に基づく事業を実施する事業者に対し、当該事業の実施に必要な経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の事業とする。

1 病床の機能分化・連携支援事業

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が、急性期一般入院基本料、特定機能病院一般病棟7対1入院基本料、特定機能病院一般病棟10対1入院基本料、専門病院7対1入院基本料、専門病院10対1入院基本料、小児入院医療管理料2、小児入院医療管理料3、地域包括医療病棟入院料を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、障害者施設等7対1入院基本料、障害者施設等10対1入院基本料、障害者施設等13対1入院基本料、障害者施設等15対1入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料2、特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟から、地域一般入院基本料、一般病棟特別入院基本料、専門病院13対1入院基本料、小児入院医療管理料4、小児入院医療管理料5、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料、地域包括医療病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費を助成する。
- (2) 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備するために要する経費を助成する。
- (3) 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が、急性期一般入院基本料、特定機能病院一般病棟7対1入院基本料、特定機能病院一般病棟10対1入院基本料、専門病院7対1入院基本料、専門病院10対1入院基本料、小児入院医療管理料2、小児入院医療管理料3、地域包括医療病棟入院料を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、障害者施設等7対1入院基本料、障害者施設等10対1入院基本料、障害者施設等13対1入院基本料、障害者施設等15対1入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料2、特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟の削減に伴い、不

要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する経費を助成する。

(4) 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が、急性期一般入院基本料、特定機能病院一般病棟 7 対 1 入院基本料、特定機能病院一般病棟 10 対 1 入院基本料、専門病院 7 対 1 入院基本料、専門病院 10 対 1 入院基本料、小児入院医療管理料 2、小児入院医療管理料 3、地域包括医療病棟入院料を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、障害者施設等 7 対 1 入院基本料、障害者施設等 10 対 1 入院基本料、障害者施設等 13 対 1 入院基本料、障害者施設等 15 対 1 入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料 2、特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器を処分（廃棄、解体又は売却）するために要する経費を助成する。

(5) 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関（鹿児島県内に存する医療機関に限る。）が、急性期一般入院基本料、特定機能病院一般病棟 7 対 1 入院基本料、特定機能病院一般病棟 10 対 1 入院基本料、専門病院 7 対 1 入院基本料、専門病院 10 対 1 入院基本料、小児入院医療管理料 2、小児入院医療管理料 3、地域包括医療病棟入院料を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、障害者施設等 7 対 1 入院基本料、障害者施設等 10 対 1 入院基本料、障害者施設等 13 対 1 入院基本料、障害者施設等 15 対 1 入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料 2、特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟の削減に伴い、職員 の早期退職に要する経費を助成する。

2 医療・介護ネットワーク整備事業

郡市医師会が、地域の医療機関や介護事業所の連携により、患者や利用者の状態にあった質の高い医療・介護サービスを提供することを目的として行う ICT 技術を活用した地域医療介護情報連携ネットワークの整備に要する経費を助成する。

3 口腔管理連携体制構築事業

県内の医療機関が、口腔ケアに関する支援が必要な入院患者に対して、歯科専門職による口腔ケアの実施や実地指導を行うとともに、入院時から在宅へと切れ目のない支援を行うための情報連携体制の構築や地域の医科、歯科、介護関係者に対する研修に要する経費を助成する。

4 看護師特定行為研修受講支援事業

訪問看護事業所等に勤務する看護職員が、厚生労働省指定研修機関で実施される特定行為研修を受講するため、当該訪問看護事業所等が負担する研修の受講に要する経費を助成する。

5 かかりつけ医普及啓発事業

公益社団法人鹿児島県医師会が、「認定かかりつけ医制度」の運営や、「かかりつけ医」の必要性について普及・啓発を行うために要する経費を助成する。

6 専門医養成支援事業

県内の専門研修病院において、小児科、産科（産婦人科）、麻酔科、救急科及び総合診療科の専門研修を受ける医師に対し、研修奨励金を交付する。

7 産科医療体制確保支援事業

産科医療体制の確保が困難な地域において、新たに産科医、麻酔科医、小児科医及び助産師を確保するため、必要な事業を実施する市町村（複数市町村による協議会等を含む。）に対し、事業を実施するために要する経費を助成する。

8 新人看護職員卒後研修事業

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）第 2 条第 2 項に規定する病院等が、新人看護職員卒後研修及び医療機関受入研修を実施するために要する経費を助成する。

9 病院内保育所運営費補助事業

(1) 次に掲げる者（この項において「開設者」という。）が開設する医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 7 条に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第 8 条に基づき届出をした診療所において、医療従事者の離職防止及び再就業を促進する目的をもって開設者が設置する病院内保育所の運営費を助成する。

ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会は除く。）

イ 国家公務員共済組合及びその連合会

ウ 地方公務員等共済組合

エ 私立学校教職員共済組合

オ 農林漁業団体職員共済組合

カ 健康保険組合及びその連合会

キ 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合

ク 医療法人

ケ 一般社団法人及び一般財団法人

コ 独立行政法人

サ その他知事が認める者

(2) ただし、次のいずれかに該当する者は補助を受けることはできない。

ア 平成 26 年 4 月以降に雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（以下「助成金」という。）を受給した者

イ 同一の施設について同一年度に、助成金又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく事業所内保育事業に係る給付費を受給しようとする者。

10 看護師等養成所運営費補助事業

(1) 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営に要する経費を助成する。

ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

イ 国家公務員共済組合及びその連合会

ウ 健康保険組合及びその連合会

エ 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合

オ 学校法人及び準学校法人

カ 医療法人（看護師養成所 2 年課程（通信制）以外の課程については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る。）

キ 一般社団法人及び一般財団法人（看護師養成所 2 年課程（通信制）以外の課程については、学校教育法第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る。）

ク 独立行政法人

(2) 次に掲げる者が行う看護師養成所 3 年課程の設置準備に要する経費を助成する。

ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

イ 国家公務員共済組合及びその連合会

ウ 健康保険組合及びその連合会

エ 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合

オ 学校法人及び準学校法人

カ 医療法人

キ 一般社団法人及び一般財団法人

ク その他知事が認める者

11 医師勤務環境改善等事業

分娩を取り扱う産科医及び助産師に処遇改善を目的とした手当等を支給している医療機関に対し、その費用を助成する。

12 小児救急医療拠点病院運営事業

複数の二次医療圏を対象に、休日及び夜間の入院治療を必要とする小児の重症救急患者の治療に取り組む小児救急医療拠点病院（鹿児島市立病院）に対し、運営費を助成する。

13 介護の仕事理解促進事業

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定介護サービス事業を運営する法人、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく養成施設その他関係団体が、多様な人材層に対して介護に関する理解を促進し、介護職の魅力を発信して介護人材のすそ野の拡大を図る取組を行うために要する経費を助成する。

14 介護職員キャリアアップ支援事業

(1) 介護員養成研修費用助成事業

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人等（鹿児島県内に所在する事業所に限る。）が負担する介護員養成研修課程の受講に要する経費を助成する。

(2) 介護職員実務者研修費用助成事業

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人等（鹿

児島県内に所在する事業所に限る。)が負担する介護職員実務者研修課程の受講に要する経費を助成する。

(3) アセッサー講習費用助成事業

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人等（県内に所在する事業所に限る。）が負担する介護キャリア段位におけるアセッサー講習の受講に要する経費を助成する。

(4) 離島における介護職員研修受講支援事業

公益財団法人介護労働安定センターが、県内の離島において介護職員の知識・介護技術等の向上のため、県内の福祉関係事業所に勤務する職員等に対して行う研修に要する経費を助成する。

15 介護事業所内保育所運営費補助事業

県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業を運営する法人等（地方公共団体を除く。）が、介護職員の離職防止及び再就業を促進する目的をもって設置する介護事業所内保育所の運営費を助成する。

ただし、次に掲げる公的助成を受けながら事業を実施している場合は、本事業の補助を受けることができない。

- (1) 雇用保険法に基づく事業所内保育施設・運営等支援助成金（当該助成金の受給年度に関わらない。）
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく事業所内保育事業に係る給付費
- (3) 第 15 項の病院内保育所運営費補助事業
- (4) その他、公的助成を受けて実施している事業

16 権利擁護人材育成事業

市町村が、認知症高齢者等の権利擁護を推進するため、市民後見人等の育成及び活用に向けた取組を行うために要する経費を助成する。

17 外国人留学生受入養成施設学習支援事業

外国人留学生を受け入れた県内の介護福祉士養成施設が、留学生に対しカリキュラム外の時間に行う日本語学習支援や介護専門知識強化に要する経費を助成する。

18 介護職機能分化等推進事業

介護事業者団体が介護助手等を活用して介護業務の機能分化を推進する取組に要する経費を助成する。

19 訪問介護職員資格取得支援事業

訪問介護事業所等に新規に採用され、同事業所に所属しながら介護職員初任者研修を受講する場合に、介護職員初任者研修の受講費用と人件費の一部を助成する。

20 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

離島・中山間地域等に所在する、介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人

福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人等（県内に所在する事業所に限る）が、介護人材確保のために行う地域外からの就職促進、地域外での採用活動、介護従事者の資質向上の推進に要する経費を助成する。

21 外国人介護人材受入施設環境整備事業

外国人介護人材（経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士候補者を除く）を受け入れた介護施設等が、外国人介護人材に対して行う、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、外国人職員との施設入所者等とのコミュニケーションの促進に係る支援、メンタルヘルスケア等の生活支援に要する費用を助成する。

（補助対象経費及び補助金額）

第 3 条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額は別表 1 のとおりとする。ただし、別表 1 により算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 別表 2 に掲げる事業については、交付申請年度の 4 月 1 日以降に生じた対象経費については補助対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

第 4 条 規則第 3 条の補助金等交付申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（別記第 2 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 3 号様式）
- (3) 収支予算書（別記第 4 号様式）
- (4) 実施設計書（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は 1 部とする。

（補助金の交付の条件）

第 5 条 規則第 5 条第 1 項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助金額の変更（ただし、補助金額の 20%以内の減額を除く。）
 - イ 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減
 - ウ 補助事業の内容の著しい変更（工事の施工に係る補助金にあっては、実施箇所、構造、規模、工法等の変更）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方である事業者等は、当該工事を一括して第三者に請け負わせることはできない。

(10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次のア又はイに掲げる場合を除く。）は、別記第21号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

ア この助成金の交付の申請に当たり、この助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合

イ 県が定めるところにより行う事業の実績報告等の際に、この助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を助成金の額から減額して報告した場合

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、

本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (11) 補助事業を行う者が(1)から(10)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の変更(ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。)
 - (2) 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減
 - (3) 補助事業の内容の著しい変更(工事の施工に係る補助金にあつては、実施箇所、構造、規模、工法等の変更)
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 変更経費所要額調書(別記第2号様式)
 - (2) 事業変更計画書(別記第7号様式)
 - (3) 変更収支予算書(別記第8号様式)
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第9号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助事業の補助金交付決定前着手)

第9条 補助金の交付申請者が、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前着手承認申請書(別記第11号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、事前着手承認通知書(別記第12号様式)により通知する。

(状況報告)

第10条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、別記第13号様式によるものとし、提出期限は知事の指定する日とする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条の補助事業実績報告書は、別記第 14 号様式によるものとする。

2 規則第 13 条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（別記第 15 号様式）
- (2) 事業実績書（別記第 16 号様式）
- (3) 収支精算書（別記第 17 号様式）
- (4) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (5) 契約書の写し
- (6) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (7) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (8) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し（工事の施工に係る補助金に限る。）
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 20 日以内（規則第 11 条第 2 項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 20 日以内）又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 2 部とする。

（補助金の額の確定）

第 12 条 規則第 14 条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第 18 号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 規則第 16 条第 1 項の補助金等交付請求書は、別記第 19 号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払又は前金払により交付することができる。

3 規則第 16 条第 3 項の概算払（前金払）申請書は、別記第 20 号様式のとおりとする。

（雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 12 月 18 日から施行し、平成 26 年度予算に係る補助金から適用する。

2 鹿児島県新人看護職員卒後研修事業補助金交付要綱（平成 22 年 7 月 21 日制定）、鹿児島県病院内保育所運営費補助金交付要綱（平成 14 年 11 月 22 日制定）、鹿児島県看護師等養成所運営費補助金交付要綱（昭和 63 年 4 月 1 日制定）及び鹿児島県産科医等確保支援事業補助金交付要綱（平成 22 年 2 月 8 日制定）は、廃止する。

3 廃止前の鹿児島県新人看護職員卒後研修事業補助金交付要綱、鹿児島県病院内保育所運営費補助金交付要綱、鹿児島県看護師等養成所運営費補助金交付要綱及び鹿児島県産科医等確保支援事業補助金交付要綱に基づき交付の決定がなされた補助金にあつては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 11 日から施行し、平成 27 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 鹿児島県後期（専門）研修医研修奨励金交付要綱（平成 21 年 3 月 25 日制定）は、廃止する。
- 3 廃止前の鹿児島県後期（専門）研修医研修奨励金交付要綱に基づき交付の決定がなされた補助金にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 9 日から施行し、平成 27 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 27 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 17 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行し、平成 29 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 28 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 2 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 29 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 5 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 2 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 14 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 28 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 14 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 13 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 30 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 9 日から施行し、令和 8 年度予算に係る補助金から適用する。

別 表 1 (第3条関係)

補助金の交付対象となる事業の種類	補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
病床の機能分化・連携支援事業	地域一般入院基本料、一般病棟特別入院基本料、専門病院13対1入院基本料、小児入院医療管理料4、小児入院医療管理料5、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料、地域包括医療病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費 1 施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円 2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
	救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために要する次の経費(がん診療施設整備事業及びがん診療施設設備整備事業の対象となる施設・設備を除く。) 1 施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円 2 設備整備 60,000千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

			他の収入額を控除した額
看護師特定行為 研修受講支援事業	受講料	派遣看護職員 1 人当たり 472 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額
かかりつけ医普及啓発事業	報償費、旅費、需用費（消耗費、印刷製本費）、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	認定かかりつけ医制度認定審査委員会の運営及び同制度の普及・啓発に係る経費 3,920 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
専門医養成支援事業	小児科・産科（産婦人科）・麻酔科・救急科・総合診療科の専門研修を受ける 1 年目の医師（産科（産婦人科）のみ 1 年目から 3 年目までの医師）に対し、研修期間に応じて支給する奨励金	専攻医に対する奨励金 1 人当たり 25 千円／月	次に掲げる額・基準額×研修実績月数
産科医療体制確保支援事業	産科医療機関等に対して、市町村（複数市町村による協議会等を含む。）が支出する次の経費 1 産科医師等の給与、手当、赴任費用、技術研修費 2 他の医療機関等からの産科医師等の派遣・出向に係る経費	(1) 産科医師等の給与、手当、赴任費用、技術研修費 8,568 千円 (2) 他の医療機関等からの産科医師等の派遣・出向に係る経費	次に掲げる額のうち最も少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費か

別 表 2（第3条関係）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 看護師特定行為研修受講支援事業・ 新人看護職員卒後研修事業・ 病院内保育所運営費補助事業・ 看護師等養成所運営費補助事業・ 医師勤務環境改善等事業・ 小児救急医療拠点病院運営事業・ 専門医養成支援事業・ 産科医療体制確保支援事業・ 介護の仕事理解促進事業・ 介護職員キャリアアップ支援事業・ 介護事業所内保育所運営費補助事業・ 権利擁護人材育成事業・ 外国人留学生受入養成施設学習支援事業・ 訪問介護職員資格取得支援事業・ 介護職機能分化等推進事業
・ 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業・ 外国人介護人材受入施設環境整備事業 |
|---|